

支援情報等のお知らせ

- 子ども・若者支援協議会からのお知らせ
 - 1 「高校中退者や中卒進路未決定者」を支援しています
 - 2 「県・市町村青少年相談担当職員研修会」受付終了間近です
- 自立支援に関するイベント等の情報
 - 3 ひきこもり家族教室『関わり方の工夫～こんなときどうする？』
 - 4 一般社団法人「子どもいじめ防止学会」第1回Webセミナー開催
 - 5 県消費生活センター「子ども・若者向け支援情報シリーズ39」
- 民間活動団体等の紹介
 - 6 沼田市 フリースクール「みんなの居場所 uchiサポ」

1 学校から離れた「高校中退者や中卒進路未決定者」を支援しています

群馬県子ども・若者支援協議会では「高校中退者等支援事業」として、
・ 中学校を卒業したものの進路が決まらないでいる（中卒進路未決定者）
・ 高校を中途退学したものの進路が決まらないでいる（高校中退者）
を対象に、本人やその保護者の支援（再学習・就労に対する相談・支援、支援情報の提供）を行っています。
支援希望者には、面談（保護者のみも可）を実施、本人の状況に応じ
伴走支援を行う支援員（民間支援団体委託）を派遣しています（無料）。

文科省が公表した「令和5年度児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査結果」によると、

県内中学生の不登校（年間30日以上欠席）は3,059人、高校生は1,203人。いずれも前年度を上回り増加傾向が続いています。

高校中退者は786人となっていました。

また、令和5年度の学校基本調査によると、令和5年3月に卒業した中学3年生のうち進路未決定者が173人いました。

県ではこの事業を必要とする生徒や保護者に向けて、県・市町村教委や学校、各支援機関を通じて周知を行っていますが、近くに困っている方がいたら下記の支援情報を伝えていただくようお願いいたします。

【支援情報】

- ・ 広報チラシ
- ・ リーフレット「進む道は必ず見つかる！ 一歩を踏み出そう！」
- ・ 「支援に関する同意書」（※）

※ 支援にあたって個人情報を利用するため、支援を希望する本人及び保護者から「支援に関する同意書」の提出をお願いしています。

なお、資料は県ホームページからダウンロードしてください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/3778.html>

【問合せ連絡先】

群馬県子ども・若者支援協議会（県私学・青少年課青少年育成係）

電話 027-898-3557

e-mail kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp

2 12/19「県・市町村青少年相談担当職員研修会」受付終了間近です

県子ども・若者支援協議会では、困難な状況の子ども・若者の支援に携わっている方を対象に研修会を開催します。関心のある方は誰でも参加できます。

定員まで受け付けますが、締め切りは12月13日（金）です。

今回は、不登校・ひきこもり状態への支援で「本人にとっての安心・安全な居場所と動き出すきっかけを考える」をテーマに、当事者の不安にどのように対処していったらいいのかを考えるため、不登校・ひきこりの経験者や支援者に語っていただきます。

孤立・孤独感を抱えている当事者にどのように向き合っていたらいいのか、相談・支援機関等の社会資源をどのように活用していったらいいのか、参加者の皆さんと一緒に考えていきます。

■日時 令和6年12月19日（木）13:00～16:40

■会場 群馬県公社総合ビル ホール
（前橋市大渡町 1-10-7）

■内容

- ① 情報提供 新たな学びの場「つなサポ」における支援
県総合教育センター子ども教育相談係 西田 麻規氏
- ② 当事者の声「不登校・ひきこもりの子どもたち」の本音
不登校経験者 豊田 和明氏
不登校の子どもの母親 岡部 知香氏
太田フリースクールあおば 代表 関口 真由氏
聞き役：群馬県私立通信高校連絡協議会事務局長
（わせがく高等学校教頭）丸山 昌利氏

③ 支援現場からの報告

ア) 医療支援「診察室を訪れる当事者たち」
みどりクリニック院長 鈴木 基司氏

イ) 伴走支援

「不登校・ひきこもり状態の子ども・若者の伴走支援に携わって」
NPO法人カウンセリング&コミュニケーションミュー代表 山本 泉氏

ウ) 居場所支援「当事者にとっての安心・安全な居場所づくりに携わって」
NPO法人ぐんま若者応援ネット「アリスの広場」代表 佐藤 真人氏

④ 意見交換

テーマ「不登校・ひきこもり状態の当事者に向き合った支援のあり方を考える」

コーディネーター：共愛学園前橋国際大学短期大学部 教授 上原 篤彦氏

助言者：みどりクリニック院長 鈴木 基司氏

登壇者：岡部知香さん、関口真由さん、山本泉さん、佐藤真人さん

⑤ まとめ 上原コーディネーター

■申込み 定員200人（先着順） 期日：12月13日（金）まで

下記のフォームから申込みください

フォームのURL（インターネット）

<https://logofrm.jp/form/9cfD/750381>

【問合せ連絡先】

群馬県子ども・若者支援協議会

（県私学・青少年課青少年育成係）

電話 027-898-3557

e-mail kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp

3 12/24 ひきこもり家族教室『関わり方の工夫～こんなときどうする？』

ひきこもり支援センター（県こころの健康センター内）では、ひきこもりに悩んでいるご家族を対象に家族教室を開催しています。

ひきこもりに関する知識や情報、ちょっとした声かけの工夫などを学びながら、ご家族自身の気持ちにゆとりを持つ機会としませんか。

【参加者の声】

「皆さんのお話から元気をいただけた」
「工夫できるところが見つかった」
「気持ちに余裕が持てるようになった」を
「選択肢が広がった」 etc...

■教室の内容はCRAFT（認知行動療法）を参考にしています。

「家族の気持ちの安定が、本人の気持ちにも影響を与え、本人の状態が良くなる」という研究結果があります。

■初めての方は個別の相談をお受けした後に、必要に応じて

教室をご案内しています。参加をご希望される場合は、下記連絡先までご連絡ください。

■家族教室で使用するテキストは県ホームページに掲載しています。こちらからダウンロードしてください。

<https://www.pref.gunma.jp/page/632294.html>

【12月の家族教室】

教室：12月24日（火） 第4火曜日 13:30～16:00

内容：『関わり方の工夫～こんなときどうする？』

前半：家族教室 13:30～15:00（受付13:00）

後半：家族の居場所 15:00～16:00（受付14:30）

◆ご家族同士で感想等をお話しする時間です。

◆前半「家族教室」に参加したことのある方は、後半「家族の居場所」のみの参加も可能です。

会場：群馬県こころの健康センター（前橋市野中町368）

連絡先：ひきこもり支援センター

専用ダイヤル 027-287-1121

月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始は除く）

※電話が集中した場合つながりにくいことがあります。

■支援者の方の参加もお待ちしております。

※支援者の方は 027-263-1166 へお願いします。

4 12/7 一般社団法人「子どもいじめ防止学会」第1回Webセミナー開催
講演「旭川女子中学生いじめ凍死事件 再調査報告書を読む」

一般社団法人「子どもいじめ防止学会」（2023年4月設立）では、第1回WEBセミナーを下記日程で開催します（申込み11月から受付中）。非会員の方も有料で参加できます。

【セミナー概要】

日程：12月7日（土）13:30～

司会 和久田 学

（公益社団法人 子どもの発達科学研究所 所長・主席研究員）

当日スケジュール

13:30 挨拶

- 13:40 講演「旭川女子中学生いじめ凍死事件 再調査報告書を読む」
演者：弁護士 野村 武司
(東京経済大学現代法学部教授/旭川市いじめ問題再調査委員会副委員長)
14:30 質疑応答
15:10 会員募集及び設立記念大会のご案内
15:20 終了

参加資格：非会員の方の場合は、以下入会要件に該当する方のみ参加可能となります。

* 正会員ならびに学生会員の入会要件

： <https://ijimeboushi.org/joining>

参加費：会員は無料、非会員は、2,000円(税込)

【子どもいじめ防止学会】とは HPから引用

大津市中2いじめ自殺事件をきっかけに、2013年に『いじめ防止対策推進法』が成立・施行されました。それから10年が経ち、「いじめはダメである」という認識が広まったにもかかわらず、いじめ認知件数、およびいじめに起因した自殺(未遂含む)・不登校などの重大事態件数は減っていません。

いじめを防止するため、教育現場、行政、法曹、医療など、それぞれの分野から対策が打ち出されてきました。しかし増加に歯止めがかからない以上、新しいアプローチで取り組む必要があります。

そこで私たちは、2023年4月に「子どもいじめ防止学会」を立ち上げました。

詳細はHPをご覧ください。

<https://ijimeboushi.org/>

5 群馬県消費生活センター「子ども・若者向け支援情報シリーズ39」 住宅の賃貸借に関する消費者トラブルに注意!

全国の消費生活センターには、賃貸借契約に関する相談が寄せられています。10~20歳代の若者の事例も見られますので、トラブルにならないよう注意してください。

【相談事例】

- ・娘が賃貸マンションの契約書にサインし、親が保証契約書にサインして仲介手数料、敷金(家賃1月分)を支払った。
その後、娘の体調不良で入居できなくなったため解約を申し出たところ、「契約は成立している。清掃費用のみ返還できる。」と言われた。
契約書には、解約時の違約金として家賃1月分と記載されていた。
入居していないのに、支払ったお金がほとんど返ってこない。
- ・退去時に貸主から、ハウスクリーニングのほかクロス・天井の貼り替え、エアコン洗浄等で高額な原状回復費用を請求された。
契約書に原状回復に関する特約はなかった。通常生活による汚れ、細かいキズしかないのに、高額な請求に納得できない。

【トラブルに遭わないために】

- ・契約書類の記載内容や賃貸物件の現状をよく確認しましょう。
特に、禁止事項、修繕や退去時の費用負担に関する事項のほか、「ルームクリーニング費用は全額借主負担」といった特約がないかについて、必ず確認してください。
- ・入居中のトラブルは貸主側にすぐ相談しましょう。
借主が貸主側に無断で修繕を行うと、その内容や金額について貸主側とトラブルになることがあります

- ・退去時は精算内容をよく確認し納得できない点は貸主側に説明を求めましょう。国土交通省が定める「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」も参考になります。

※詳しい内容はこちらをご確認ください（国民生活センターHP）
https://www.kokusen.go.jp/news/data/n-20220303_1.html

★こまったら、まず相談！！

消費者ホットライン「188（いやや）」

※最寄りの消費生活センターを案内する全国共通3桁の電話番号です

《お問い合わせ》

群馬県消費生活センター 027-223-3001

<https://www.pref.gunma.jp/page/8392.html>

6 民間活動団体等 沼田市 フリースクール「みんなの居場所 uchiサポ」

不登校で家にこもりがちになってしまっている小・中学生の居場所として、2023年9月に、フリースクール「みんなの居場所 uchiサポ」を開設いたしました。

沼田市の内田病院グループの社会福祉法人「久仁会」で運営しており、元教員の管理者と、不登校の経験のある学生などのボランティアの協力を受けながら子どもたちのサポートをしています。

uchiサポは、まるでわが家にいるような、子どもたちにとって居心地のよい居場所になるように、一日のスケジュールは、勉強に取り組んだり、料理や運動したり、ゲームやYouTubeやDVDを鑑賞したり、自分自身で決められるようにしています。自己決定の場、否定されない場であることを大切にしています。

中山間地域の利根沼田地区は、不登校の子どもたちの居場所が少なく、家にこもりがちになります。

uchiサポでは、そうした子どもたちが、一歩家から出て、安心して過ごせる居場所づくりを目指しています。

利用者は有料で登録が必要ですが、無料相談は常時受け付けています。活動の様子や連絡先は、こちらをご覧ください。

uchiサポ ホームページ <https://uchisapo.jimdofree.com/>



次号は、2025年1月中旬を予定しています。

本メルマガを、皆様の周りの方にも周知いただければ幸いです。

また、子ども・若者支援に関する情報等の提供もお待ちしています。

メルマガを新規で受信希望する方は、「所属・氏名・メールアドレス」を『kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp』までお送り下さい。

群馬県子ども・若者支援協議会

▼ 事務局 群馬県前橋市大手町1-1-1 群馬県生活こども部
私学・青少年課内（県庁舎 12階南フロア）

▼ TEL 027-898-3557
▼ FAX 027-226-2100
▼ e-mail kowaka-shien@pref.gunma.lg.jp
▼ HP https://www.pref.gunma.jp/soshiki/50/#sp_headline_3
県HP「子ども・若者への支援」